

神戸市介護認定審査会第12期（令和5～7年度）運営体制について

1. 次期審査会体制

(1) 委員任期（3年間）

令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(2) 審査会運営体制

- ・合議体数：97合議体（補助2合議体含む）
- ・委員定数：5名（定足数3名）
- ・委員構成：医療分野3名（医師2名[※]、歯科医師又は薬剤師1名）
保健分野1名、福祉分野1名

※1合議体における医師の所属人数は現行通り2～4名とする。しかしながら、医師の出務が困難な場合は、医師1名の4名体制の合議体枝番号を設置することも可能とする。

(3) 審査会の開催について

- ・開催回数：月2～3回程度（各月隔週及び5週目開催）
- ・開催日時：平日の午後、約1～2時間程度
※審査会の開始時間は各合議体の初回出務時に合議により決定する
- ・開催場所：各区役所の会議室
（一部合議体については、オンライン開催[※]）
※委員自らがオンライン参加に必要な設備等を準備・確保できること。他オンライン参加要件あり。初回の審査会において調整を行いますので希望に添えないこともあります。

(4) 認定審査会の簡素化

厚生労働省老健局長通知（平成30年3月23日老発0323第1号「介護認定審査会の運営について」の一部改正について）に基づき、国の定める6要件と神戸市で定める1要件の計7要件全てに該当する対象者については、コンピュータ判定の結果を審査判定結果とみなし、認定有効期間を更新申請における最長の有効期間とする。

(5) 計画休会の実施（令和5年度は実施なし）

全市審査会開催回数と審査判定件数予測より、流会が多数発生すると予測される年度において計画休会を実施することで、案件不足による流会を抑制する。1審査会あたりの審査案件数は年度毎の審査判定件数予測により変動するが、ゴールデンウィークや年末年始等の大型連休後の一定期間においては、審査案件滞留状況に応じた審査依頼を行うため、案件数の上限を40件とする通常の運用とする。

(6) 災害等に伴う要介護認定審査会運営について

- ・ 災害の種別を問わず、審査会開催2時間前までに、審査会開催区管内に「警戒レベル4（避難指示）」（以下「避難指示」）が発令された場合は審査会を中止とする。それ以降に避難指示が発令された場合も原則中止とし、区役所事務局より直ちに審査会委員に対して連絡を行う。
- ・ 上記以外であっても、気象状況・交通状況等により、審査会の開催が困難な場合、区役所事務局の判断で審査会を中止とする。
- ・ 審査会委員の自宅や職場が審査会出務区以外の地域にあり、その地域に避難指示が発令された場合は、出務時の安全性を考慮し、審査会への出務を見合わせ、区役所事務局へその旨をご連絡ください。
- ・ 災害等により審査会が中止となった場合、委員報酬の支払いはできません。

(7) 補助合議体の運営について

- ・ 現行の審査会で、審査判定が困難な案件への対応等を目的とする。
- ・ 補助合議体は区に属さず、介護保険課に設置する。
- ・ 合議体の構成委員は、区の合議体に所属している審査会委員経験者を委嘱する。
- ・ 補助合議体の運営が必要となった場合に備え、あらかじめ各推薦団体より推薦のあった委員のうち、出務可能な委員を選出して構成する。
- ・ 出務条件については、区の合議体委員に準じる。ただし、補助合議体は設置目的から案件数が26件未満となる場合でも審査会を開催する。その場合の報酬は26～30件枠の報酬額とする。

2. 介護認定審査会委員

(1) 委員資格・要件

審査会委員は、医療・保健・福祉の各専門分野における有資格者とする（再任可）。ただし、福祉分野において、有資格者の委員確保が困難で、専門分野における経験を有する場合にはこの限りではない。

医療分野	医師、歯科医師、薬剤師 ※ 歯科医師と薬剤師との委員数比率は概ね2：1とする。
保健分野	看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・栄養士 等
福祉分野	社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・介護支援専門員 等

※ 神戸市は市の審議会等の女性委員登用率を令和7年度までに40%以上とする目標を掲げています。可能な範囲で構いませんので、ご協力よろしくお願いいたします。

(2) 委員報酬

審査会への出務にあたり、審査案件数に応じて以下の報酬額（日額／交通費・税込）を支払う。案件数は事前に資料を送付した件数を基準とする（当日緊急案件及び簡素化案件を除く）。

案件数	合議体長	その他の委員
26 ～ 30 件	15,100 円	13,400 円
31 ～ 35 件	17,580 円	15,590 円
36 ～ 40 件	20,100 円	17,900 円
41 ～ 45 件	22,700 円	20,100 円

《報酬の支払いに関する留意点》

- ・ その他、審査判定を行わない会議への出務に伴う報酬は、合議体長（会長・委員長を含む）が17,180円、その他の委員が12,370円となる。審査判定を行わない会議とは、委員総会、平準化委員会、代表者懇談会、合議体長連絡会等が該当する。
- ・ 委員報酬は出務月の翌月20日頃に、指定口座へ振込む。
- ・ 審査会委員は委員個人宛の委嘱であるため、委員報酬の支払先は原則として委員個人の口座を指定する。やむを得ない理由により、委員個人の口座以外にて指定する場合でも、報酬支払に伴う所得税は委員個人の所得として源泉徴収を行う。
- ・ オンライン参加に係る経費及び通信費は委員負担となる。（出務に係る交通費と相殺）

(3) 出務上の留意点

- ・ 介護認定審査会の開会中や出勤途上に事故があった場合は、「神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償を受けることができる。
- ・ 介護認定審査会委員が正当な理由なく、職務上知り得た指定居宅サービス事業者等に関する業務上の秘密や個人の秘密を漏らしたときは、介護保険法の定めるところにより処罰の対象となることがある。

3. 審査会委員推薦にあたってのお願い

(1) 留意事項

- ・ 合議体内での委員の交代制及び複数合議体の兼務は原則行いません。
 ※ 医師・歯科医師は、委員の確保が非常に困難な状況によりやむを得ず導入しています。なお、補助合議体の所属委員は委員分野に限らず各区の合議体と兼務は可能です。
- ・ 要介護認定調査員として登録されている方は、調査対象者が審査案件となる恐れがあるため、審査会委員に就任いただくことができません。
- ・ 任期途中のやむを得ない事情（転勤や退職等）による辞任が生じた場合、原則辞任された委員の推薦団体にて後任者の選出をお願いします。委員より辞任の連絡を受けた場合は、介護保険課へ一報を入れていただくとともに、介護認定審査会委員の変更届（別紙）をご提出ください。
- ・ オンライン審査会を一部実施しておりますが、区事務局へ出務いただく機会（新規就任当初、委員研修時等）もありますので、オンラインのみでの出務は認めておりません。推薦にあたっては、必要時、区役所に出務できる方をご推薦ください。
- ・ オンライン審査会を実施中の合議体及び、オンライン参加者を推薦回答様式に記載しています。オンライン審査会の実施の可否については、初回の審査会において調整を行いますが、次期も引き続き希望される委員が多いと思われるので、できる限り組替えを控えていただけますと幸いです。

(2) 審査会委員推薦にかかる事務の変更について

任期途中における、審査会委員の就任及び辞任の手続きについて、令和5年度より以下のおり運用を変更いたします。

【変更点】

介護保険課から推薦団体へ送付している審査会委員の推薦依頼書を省略する。

現行（～R5.3.31）	変更後（R5.4.1～）
① 審査会委員から推薦団体に辞任の連絡が入る	① 審査会委員から推薦団体に辞任の連絡が入る
② 推薦団体から介護保険課へ一報を入れる	② 推薦団体から介護保険課へ一報を入れる
③ <u>介護保険課から推薦団体へ審査会委員の推薦依頼書を送付</u>	③ 推薦団体が後任者を選出し介護保険課へ「介護認定審査会委員の変更届（別紙）」を送付する
④ 推薦団体が後任者を選出し介護保険課へ回答する	④ 介護保険課にて審査会委員と就任及び辞任の手続きを行う
⑤ 介護保険課にて審査会委員と就任及び辞任の手続きを行う	

※ 下線部は変更箇所

(3) 推薦団体別委員就任状況（令和4年11月1日時点／560名）

推薦団体名	医療分野	保健分野	福祉分野
神戸市医師会	265	—	—
神戸市歯科医師会	70	—	—
神戸市薬剤師会	34	—	—
神戸市老人福祉施設連盟	—	19	61
神戸介護老人保健施設協会	—	12	10
神戸市民間病院協会	—	23	—
神戸市シルバーサービス事業者連絡会	—	2	9
その他	—	39	16
① 神戸市社会福祉協議会	—	—	4
② 兵庫県社会福祉士会	—	—	7
③ 神戸市ケアマネジャー連絡会	—	—	5
④ 訪問看護ステーション	—	7	—
⑤ 神戸在宅医療・介護推進財団	—	5	—
⑥ 神戸大学大学院保健学研究科	—	2	—
⑦ 神戸市リハ職種地域支援協議会	—	5	—
⑧ ①～⑦以外	—	20	—

4. 審査会委員改選のスケジュールについて

(1) 次期就任委員推薦・就任手続き

推薦団体への説明・推薦依頼： 令和4年11月

次期就任候補者推薦回答締切： 令和4年12月26日（月）

各委員への就任関係書類送付： 令和5年1月

(2) 審査会委員総会・新規委員研修

日時： 令和5年2月18日（土） 14：00～16：00（予定）

審査会委員総会 14：00～14：50

新規委員研修 15：00～16：00

場所： 兵庫県看護協会2階 ハーモニーホール

内容： 委嘱状交付式、功労者表彰式、介護認定審査会／新規委員研修

介護認定審査会委員総会にて、第12期就任委員へ委嘱状の交付、新規委員を対象とした研修を行いますので、新規委員の方はご出席いただけるよう調整をお願いいたします。

(3) 審査会見学

日時： 令和5年3月中 概ね13時～16時の間で2時間程度

場所： 出務予定の区役所にて開催される審査会を見学